

土木工事共通特記仕様書

令和8年6月

兵庫県土木部

総 則

1. 土木工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）は、兵庫県土木部が発注する工事（以下「工事」という。）の特記仕様書第2条に共通特記仕様書が明記されている工事に適用する。
2. 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「土木工事共通仕様書」の順とする。
3. 共通特記仕様書の各条項の適用について疑義が生じた場合は、監督職員に確認を行うこととする。

附 則

この仕様書は単価適用年月日が令和8年6月1日以降に適用

目次

第 1 条	余裕期間制度	1
第 2 条	週休 2 日制度	2
第 3 条	快適トイレ	3
第 4 条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	4
第 5 条	専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置	5
第 6 条	ウィークリースタンス	6
第 7 条	ICT 活用工事	6
第 8 条	電子納品	6
第 9 条	電子施工管理システムの活用	6
第 10 条	SDGs 看板の掲示	7
第 11 条	VE 提案	8
第 12 条	特定外来生物の駆除について	9
第 13 条	クビアカツヤカミキリの防除について	9
第 14 条	下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリート二次製品	10
第 15 条	工事現場における説明性の向上	10
第 16 条	受注者の臨場	11
第 17 条	建設現場における遠隔臨場の実施	11
第 18 条	架空配電線（関西電力送電線）の防護管取付け	12
第 19 条	交通誘導警備員の有資格	12
第 20 条	過積載防止対策	12
第 21 条	工事写真	13
第 22 条	検査時の提出資料	13
第 23 条	建設リサイクル法に基づく手続き	13
第 24 条	混合廃棄物の現場分別等による減量化	13
第 25 条	公共施設用地外への土石の堆積	14
	別紙（様式集）	15
	別添（ICT 活用工事）	30

第1条 余裕期間制度

1 余裕期間制度（発注者指定方式）

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工期の始期日の前日までの期間）を設定した工事（発注者指定方式）である。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、工期の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議の上、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。

コリンズ (CORINS) に登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。

受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する主任技術者等を決定し、「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」により、発注者に通知しなければならない。

2 余裕期間制度（任意着手方式）

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工期の始期日の前日までの期間）を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が定めた工期の始期日期限までの間で、受注者が工期の始期日を任意に設定することができる工事である。なお、事前審査型の一般競争入札の場合には入札参加者（事後審査型の場合には落札候補者）は、資格確認資料提出日に、指名競争入札の場合には落札者は、契約締結までに、別紙1により、工期の始期日を通知するものとする。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、工期の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議の上、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。

コリンズ (CORINS) に登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。

受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する主任技術者等を決定し、「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」により、発注者に通知しなければならない。

3 余裕期間制度（フレックス方式）

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と工期をあわせた全体工期を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が定めた全体工期内において、受注者は工期の始期

日及び終期日を任意に設定できる。なお、事前審査型の一般競争入札の場合には入札参加者（事後審査型の場合には落札候補者）は、資格確認資料提出日に、指名競争入札の場合には落札者は、契約締結までに、別紙1により、工期の始期日及び終期日を通知するものとする。

工期の始期日の前日までの余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、工期の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議の上、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。

契約締結後において、工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、受注者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。

コリンズ（CORINS）に登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。

受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する主任技術者等を決定し、「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」により、発注者に通知しなければならない。

第2条 週休2日制度

・週休2日制度

- 1 本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。
- 2 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日（同一週内での週休2日）または月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えること。
- 3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕において現場閉所の週休2日（完全週休2日（土日）または月単位の週休2日）を達成した場合に工事成績の評価を行う。明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。
- 4 現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書（別紙2）を提出すること。
- 5 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。
- 6 受注者は、週休2日制度から週休2日制度（交替制）へ変更する場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。

・週休2日制度（交替制）

- 1 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら原則週休2日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度（交替制）」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。
- 2 悪天候等の理由により現場が休校となった場合は、休日としてカウント可能とする。
- 3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕のにおいて週休2日制度(交替制)（完全週休2日交替制または月単位の週休2日交替制）を達成した場合に工事成績の評価を行う。
明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。
※対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が全ての週で 28.5%(2日/7日)以上または、全ての月で 28.5%(8日/28日)以上の場合。当該週または当該月における対象期間の週休日数を現場稼働中の対象期間の日数で除し、少数点以下第2位を四捨五入する。
- 4 受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」（別紙3）を作成し、発注者へ報告する。
- 5 週休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が週休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。
- 6 受注者は、週休2日制度(交替制)から週休2日制度へ変更することが可能な場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。

第3条 快適トイレ

快適トイレの仕様は以下（1）～（3）のとおり。

「（1）快適トイレに求める機能」「（2）快適トイレとして活用するために備える付属品」については、現場に導入するにあたり必ず備えるものとし、「（3）推奨する仕様、付属品」については、装備していればより快適となるものとする。

（1）快適トイレに求める機能

- ア 洋式便座
- イ 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- オ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

（2）快適トイレとして活用するために備える付属品

- ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

- ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- エ 鏡付きの洗面台
- オ 便座除菌シート等の衛生用品（工事期間中常備）
- (3) 推奨する仕様、付属品
 - ア 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
 - イ 擬音装置
 - ウ フィッティングボード
 - エ フラッパー機能の多重化
 - オ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- カ小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場

《配慮事項》

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。

（１）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

（２）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

（４）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

（６）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

《提出書類》

受注者は、快適トイレの設置に取り組む場合は、快適トイレチェックシート(協議)(別紙 4)を作成し、工事契約後、仕様が確認出来るパンフレット・見積書等の資料とともに提出し監督員と協議を行うものとする。

工事完了後、快適トイレ設置実績報告書と写真データをあわせて監督員に提出すること。

第4条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事である。工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行う事。

受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に本試行工事の工事期間中における真夏日の計測方法および観測箇所を明示すること。

真夏日とは日最高気温が 30 度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度以上の場合とする。なお、環境省が公表している暑さ指数（WBGT）を用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。

工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいい、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。真夏日率の算出の考え方は「真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期」とする。

受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理費率を補正し、請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

<兼務を認めない工事の場合>

本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

<兼務を認める工事の場合>

1 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(8)（緊急工事の場合は、(1)～(9)）の要件を全て満たさなければならない。

(1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内（〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事でなければならない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

【緊急工事※の場合は下記についても要件とする。】

(9) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は、緊急工事※以外の工事ではない。

（※「緊急工事」とは緊急小規模等道路等維持工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）

2 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)（緊急工事の場合は前項(1)～(9)）の事項について確認できる書類を提出すること。

3 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を

行うこと。

第6条 ウィークリースタンス

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領（案）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第7条 ICT 活用工事

- | | |
|---|------------|
| 1 受注者希望型 (ICT 土工) | (別添 1 参照) |
| 2 発注者指定型 (ICT 土工) | (別添 2 参照) |
| 3 発注者指定型 (ICT 土工 (河川堆積土砂撤去)) | (別添 3 参照) |
| 4 受注者希望型 (ICT 舗装工) | (別添 4 参照) |
| 5 発注者指定型 (ICT 舗装工) | (別添 5 参照) |
| 6 受注者希望型 (ICT 舗装工 (修繕)) | (別添 6 参照) |
| 7 受注者希望型 (ICT 河川浚渫工) | (別添 7 参照) |
| 8 発注者指定型 (ICT 河川浚渫工) | (別添 8 参照) |
| 9 受注者希望型 (ICT 地盤改良工) | (別添 9 参照) |
| 10 受注者希望型 (ICT 法面工) | (別添 10 参照) |
| 11 受注者希望型 (ICT 構造物工 (橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工)) | (別添 11 参照) |
| 12 受注者希望型 (ICT 作業土工 (床掘)) | (別添 12 参照) |

第8条 電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、国土交通省で策定した「工事完成図書の電子納品等要領」等及び兵庫県が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」(以下、両者を総称して「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(工事完成図書の提出)

工事完成図書は「要領」に基づいて作成した電子データをオンライン電子納品システムにより電子納品保管管理システムに登録する。

「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議し、「電子納品に係る事前協議チェックシート」(別紙 5)に取りまとめた上で、電子化の要否を決定する。協議の結果、電子化対象外となった成果については、従来通り紙媒体を 1 部提出する。

第9条 電子施工管理システムの活用

- 1 本工事は、兵庫県建設 CALS/EC 整備計画に基づく電子施工管理システムを用いた電子施工管理の対象工事とする。本工事受注に際し、発注者との工事情報の交換・共有に必要なパソコン及び周辺機器類、通信環境等は、受注者の責において準備するものとする。
- 2 工事実施中の打合せ及び関係書類の交換については、発注者側が用意する電子施工管理システム(利用料は無償、通信費は除く)を利用するものとし、運用の詳細事項

については監督員の指示に従うこと。

- 3 円滑な情報交換と電子納品を行うため、事前に電子書類の交換フォーマットを監督員と協議の上決定すること。(最新の「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)を参照のこと。)
- 4 図面データに CAD データを使用する場合は、国土交通省策定の「CAD 製図基準(案)」準拠し、SXF 形式(sfc フォーマット) とすること。
なお、これにより難しい場合は、別途協議を行い、決定するものとする。
- 5 写真は国土交通省策定の「デジタル写真管理情報基準(案)」に基づいて提出するものとする。なお、円滑な情報交換を行うため、必要画素は 100 万画素程度を目安とし、黒板の文字が判読可能であることを条件とする。
- 6 アンケートやヒヤリング等の電子施工管理に関する実施状況や調査依頼があった時は、その調査に協力しなければならない。

第10条 SDGs 看板の掲示

本県では、持続可能な開発目標（以下、「SDGs」と言う。）の視点を県政に取入れ、全庁一体となって SDGs の推進に取り組んでいる。当該工事においても SDGs 達成に向けた取組の“見える化”を推進するため、SDGs の目標等を記載した看板を工事現場に設置する。

(1) 掲示内容

受注者は、SDGs に関する目標を 3 つ以上掲示する。具体的には、①発注者が指定する各事業の目標と取組内容（1 つ以上）、②受注者が選択する目標と取組内容（2 つ以上）を記載した看板レイアウト案を作成し、監督員の承諾を受けた後、設置する。②受注者が選択する目標と取組内容は、下記の記載例を参考に受注者自らが取組内容等を幅広く選択し、積極的な SDGs に関する取組の PR に努めること。

なお、看板レイアウト案の作成にあたっては、図・写真やイラスト等を活用し、県民にとって明瞭で分かりやすいものとなるよう工夫すること。

(2) 設置に要する費用

看板設置に要する費用は、現場環境改善費として率計上している。率計上されているものは、下表の内容のうち、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。

SDGs 看板の掲示は、地域連携の 4 に該当し、当該工事の必須項目とする。その他項目の選択にあたっては、1 費目につき 1 内容以上とすることを基本とするが、現場状況等に応じて、実施費目数及び内容は変更してもよい。

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇、 3. ライトアップ施設、 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、 6. 環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化、 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化、 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	1. 完成予想図、 2. 工法説明図、 3. 工事工程表

	4. デザイン工事看板 (SDGs 看板、工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献
--	--

第11条 VE 提案

1. 定義

「VE 提案」とは、契約書第 19 条の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

2. VE 提案の意義及び範囲

(1) 受注者が VE 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

(2) 以下の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- ② 契約書第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案。
- ③ 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

3. VE 提案書の提出

(1) 受注者は、前項の VE 提案を行う場合は、次に掲げる事項を VE 提案書(別紙 6～9)に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由。
- ② VE 提案の実施方法に関する事項 (当該提案に係る施工上の条件等を含む)。
- ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係。
- ⑤ 工業所有権等の排他的権利を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項。
- ⑥ その他、VE 提案が採用された場合に留意すべき事項。

(2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項の VE 提案を契約の締結日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに発注者に提出できるものとする。なお、提案の回数は原則として 1 回とするが、工事の実状に照らし適宜、変更できるものとする。

4. VE 提案の審査

VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性が確保され、かつ経済性が優位であると判断される場合は、VE 提案として採用することを原則として審査を行う。

5. VE 提案の採否等

(1) 発注者は、VE 提案の採否について、VE 提案の受領後 14 日以内に書面(別紙 10)により受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

(2) また、提出された VE 提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

(3) 発注者は、VE 提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第 19 条の 2 の規定

に基づくものとする。

- (4)発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第24条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- (5)前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という)を削減しないものとする。
- (6)VE提案が適正と認められた後、契約書第18条の変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- (7)発注者は、契約書第18条の条件変更が生じた場合には、契約書第24条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合の前記(5)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由(不可抗力や予測することが不可能な事由等)により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする

6. VE提案の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

7. 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第12条 特定外来生物の駆除について

- 1 工事着手前に工事区域内において、以下に示す特定外来生物が生育していないか現地踏査を行い、特定外来生物の生育の有無を、監督員に報告すること。
 - ・特定外来生物の種類：
アルテルナンテラ・フィロセロイテス(カエツルノケイトリ)、ピステイア・ストラティオテス(ボタンウキクサ)、アゾルラ・クリスタタ、コロブス・スミス・ラングオラタ(オキシケイク)、ギムノコリス・スピラントイテス(ミスヒマリ)、ルトベキア・ラキニアタ(オハゴンソウ)、セネオ・マダガスカルエンシス(サルサキク)、スイキョス・アングラトウス(アレウリ)、ミュリオユルム・アクアティクム(オオササ)、ルトウギア・グランディフロラ(オハナミズキンバイ等)、ウエロニカ・アナガリス・アクアティカ(オオカサシヤ)、の植物11種(写真参照。詳細については、下記の環境省ホームページ
URL：<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>を参照。)
- 2 確認された特定外来生物の防除を行う場合、別紙11の対応フローに基づき適正な処理を行うこと。なお、施工計画書にその処分・運搬方法等について記載すること。
- 3 特定外来生物の防除完了後、防除記録台帳を作成し、監督員に提出すること。
- 4 特定外来生物を含む残土については、極力、現場内にて処分するよう務めること。
【上記のほか、参考写真及び別紙あり】

第13条 クビアカツヤカミキリの防除について

工事(業務)区域内において、*Aromia bungii*(クビアカツヤカミキリ)が確認された場合は、監督員に報告すること。

寄主植物：サクラ、セイヨウスモモ、ウメ、モモ、カキ、オリーブ、ハコヤナギ、ザクロ、コナラ、ヤナギ等

第14条 下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリート二次製品

(1) 本工事において、下記の製品を使用する場合には、「下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリート二次製品使用促進要領」(以下「要領」という。)に基づき認定された下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリート二次製品(以下「認定製品」という。)の使用を原則とする。

ただし、認定製品が調達できない等の理由により、監督員の了解を得られた場合は認定製品以外の製品を使用することができる。ただし、設計変更の対象とはしない。

○対象とする製品

- 一 境界ブロック(JIS A 5371 : 推奨仕様 B-2)
 - イ 片面歩車道境界ブロック
 - ロ 両面歩車道境界ブロック (兵庫県型駒止ブロック)
 - ハ 地先境界ブロック
- 二 U型側溝1種(トラフ)(JIS A 5372 : 推奨仕様 E-1)
- 三 上ぶた式U型側溝(JIS A 5372 : 推奨仕様 E-2)
 - イ 1種(トラフ)
 - ロ 2種(トラフ)
 - ハ 1種(蓋)
 - ニ 2種(蓋)
- 四 落ちふた式U型側溝(JIS A 5372 : 推奨仕様 E-3)
 - イ 1種(JIS側溝)
 - ロ 3種(JIS側溝)
 - ハ 1種(蓋)
 - ニ 3種(蓋)
- 五 プレキャストU型側溝
 - イ PU100型(要領 別図1-1)
 - ロ PU200型(要領 別図1-2)
 - ハ 側溝蓋(NC2系)(要領 別図1-3)
- 六 プレキャスト街渠
 - イ PG(F)型(要領 別図1-4)
 - ロ PGU(F)型(要領 別図1-5)

(2) 認定製品の品質管理においては、JIS認証製品と同様の取り扱いとする。

(3) 受注者は、現地に納品された製品について、要領第12条第1項によるスラグマークの表示を確認するものとする。

第15条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の内容、効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的、効果を周知するものとする。

第16条 受注者の臨場

監督員の行う段階確認においては、現場代理人または主任（または監理）技術者、若しくは、あらかじめ監督員の承諾を得た者が臨場の上、確認を受けなければならない。

第17条 建設現場における遠隔臨場の実施

1 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。

なお、遠隔臨場は、『建設現場における遠隔臨場の実施方針（兵庫県 土木部）』の内容に従い実施する。

2 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件（通信障害、悪天候等）により遠隔臨場の適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

受注者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（国土交通省 大臣官房技術調査課）』別表 1～3 を参考とする。

3 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声等をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督員等と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(4) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員等の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、変更契約により技術管理費に積上げ計上する。なお、詳細については、最新の「建設現場における遠隔臨場の実施方針（兵庫県 土木部）」を参照とすること。

(6) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、

『建設業者等の不正行為等に関する監督処分の基準（兵庫県ホームページ）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第18条 架空配電線（関西電力送電線）の防護管取付け

関西電力が保有する架空線等に防護管の設置が必要な場合は、防護管施工会社へ申込みの上、監督員とともに防護管施工会社と立会を行い、防護管の必要範囲を決定すること。また、防護管施工会社より見積書及び請求書を受領した際は、その写しを監督員へ提出し確認を受けること。

第19条 交通誘導警備員の有資格

- 1 本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）等に基づき、交通誘導警備検定合格者（1級または2級）を規制箇所毎に1名以上配置するものとする。
ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等の打合せの結果、交通誘導員検定合格者（1級または2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、交通誘導警備検定合格者の写しを監督員に提出するものとする。
- 3 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合わせ結果または、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督員と協議するものとして設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜間別	交替要員の有無
〇〇地点	〇名/日	交通誘導警備員A 〇名 交通誘導警備員B 〇名	昼間	無

なお、交通誘導員A、Bの定義は次の通り。

交通誘導員A：警備の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員Aまたは2級検定合格警備員。

交通誘導員B：警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの。

第20条 過積載防止対策

（土砂等の搬出に係る過積載防止対策）

受注者は過積載防止について、その具体的内容を施工計画書に記載するものとする。

（通行許可）

共通仕様書（1-26）第1章総則1-1-1-34 交通安全管理 14. 通行許可等について、以下のとおり読み替える。

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改

正政令第 272 号) 第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法(令和 5 年 6 月改正法律第 56 号) 第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

- ①施工計画書に一般制限値を超える車両を記載し提出すること。
- ②搬入時は現場到着時、搬出時は現場出発時の写真を提示すること。
(荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真)
- ③通行許可証の写しの提示すること。

第21条 工事写真

- 1 工事写真等の成果品は、「デジタル写真管理情報基準」に準拠して、写真ファイルを作成すること。

デジタル写真の撮影にあたっては、有効画素数 100 万画素を標準とし、黒板の文字等の内容が判読できる制度を確保するものとする。また、記録形式は JPEG とし、圧縮率(撮影モード)については、圧縮率 0% (非圧縮に相当するモード) を基本とする。

なお、これにより難しい場合は、発注者と協議の上決定する。

- 2 「デジタル写真管理情報基準」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。」となっているが、本県では、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。
- 3 電子納品の対象は、本県の定める「写真管理基準(案)」により、提出が求められる写真のみとし、同時に紙媒体でも提出することができるが、紙媒体の提出の有無については、事前に受発注者間で協議し、取り決めておくものとする。

第22条 検査時の提出資料

受注者は、検査時に確認できる完成部分(部分完成を含む)については、設計図書を複写して色分け(完成部分を赤色)して 1 部提出しなければならない。

第23条 建設リサイクル法に基づく手続き

受注者は、契約締結までに建設リサイクル法第 12 条に基づき、必要事項を所定の書面に記載し提出すること。また、工事が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、提出するものとする。

- ・再資源化が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

併せて、再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)を提出するものとする。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。掲示様式は県 HP に掲載の様式もしくは、コブリス・プラスで出力される様式を使用すること。

第24条 混合廃棄物の現場分別等による減量化

本工事に搬入した建設資材等が廃棄物となる場合は、その廃棄物の再使用・再生使

用を図るために、現場において分別等を実施するなど混合廃棄物の減量化を図るものとする。

また、混合廃棄物の減量化等を実施した場合は、その内容について書面で監督員に報告するものとする。

なお、現場における混合廃棄物の分別については「現場分別マニュアル(案)」(近畿地方整備局 H22.3) を参照されたい。

第25条 公共施設用地外への土石の堆積

本工事で使用する土石または本工事から発生した土石を公共施設用地外に一時的に堆積する場合、施工計画書に堆積する場所及び範囲を記載し監督員の確認を受けるとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の対象に該当しないことを客観的に確認できるように、堆積期間、管理体制、土石の搬出予定先などを記した看板を当該土石を堆積する土地に掲示すること。

別紙（様式集）

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

契約担当者

兵庫県〇〇〇県民局長様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	〇〇〇〇工事
工事場所	〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和〇年〇月〇日
工期の始期日	令和〇年〇月〇日
工 期	工期の始期日から 令和〇年〇月〇日まで（〇〇〇日間）

※一般競争入札の場合には、資格確認資料提出日に、指名競争入札の場合には、契約締結までに提出すること。

※契約書には、本通知書により通知した工期（工期の始期日及び終期日）を記載する。

工 事 履 行 報 告 書

工事名								
工期	～							
日付	(月分)							
月 別	予定工程 % () 内は工 程 変更後	実施工程 %	休日数 ^{※1}				完全週休 2日達成 状況 達成(○)、 未達成 (×)	備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C) ^{※2}	休日計 (D) ^{※3} =B+C		
計								
(記事欄)								

※1 休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日（同一週内での週休2日）または月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えること。週の定義は月曜日から日曜日までとする。

※2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとし、上限は2日とする。

※3 (D)の日数は、 $(D) \leq (A)$ となる。

総括 監督員	主任 監督員	現場 技術員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者

快適トイレチェックシート(協議)

発注機関		
工事名		
受注者名		
工事期間	自:	
	至:	
快適トイレ 設置予定期間	自:	
	至:	
	期間(A)	月
レンタル会社名		
メーカー名		
製品名(型式)		
快適トイレ設置費用(見積)	設置基数(B)	基
	設置予定費用計(C)	円
	1基当たり月額費用(D) (C/(A×B))	円/基・月
※運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれているため計上しない		

快適トイレ仕様確認		受注者確認
(1) 快適トイレに求める標準仕様		
ア	洋式便座	
イ	水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)	
ウ	臭い逆流防止機能(フラッパー機能) ※必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る	
エ	容易に開かない施錠機能(二重ロック等) ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの	
オ	照明設備(電源がなくても良いもの)	
カ	衣類掛け等のフック付, 又は, 荷物置き場設備機能 (耐荷重5kg以上)	
(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品		
キ	現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示	
ク	入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)	
ケ	サンタリーボックス (女性専用トイレに限る)	
コ	鏡付き洗面台	
サ	便座除菌シート等の衛生用品(工事期間中常備)	
(3) 推奨する仕様、付属品		
シ	室内寸法900×900mm(半畳程度以上)	
ス	擬音装置	
セ	フィッティングボード	
ソ	フラッパー機能の多重化	
タ	窓など室内温度の調整が可能な設備	
チ	小物置場等(トイレトペーパー予備置き場)	

注) 設置に関する協議時には別添資料として、上記仕様等を示す資料(カタログ、見積書等)を添付すること。

電子納品に係る事前協議チェックシート

作成日 年 月 日

工事名		
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
発注者	事務所名	
	課名・役職名	
	主任監督員名	
受注者	社名	
	部署名・役職名	
	現場代理人名	
兵庫県電子施工管理システムの利用	電子施工管理システムに登録しないとオンライン電子納品できません。 <input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない (アドレス等の登録は必須)	

(1) 電子納品の対象範囲

項目		電子納品	電子納品を行う詳細な書類名	
必須書類	工事写真	必須	/	
	発注図面	必須		
	完成図面	必須		<input type="checkbox"/> 完成図面 <input type="checkbox"/> 最終設計変更図面
	施設台帳データ		必須 (対象工事の場合)	<input type="checkbox"/> 施設台帳 <input type="checkbox"/> 点検台帳 <input type="checkbox"/> 法定台帳 <input type="checkbox"/> その他 (チェックリスト等)
	打合せ簿等	工事打合せ簿	必須 ※1	
		工事履行報告書	必須 ※1	
		段階確認願	必須 ※1	
協議書類		立会願	必須 ※1	
		特記仕様書	必須 ※1	
		材料承諾願	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
		出来形に関する書類	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
		品質に関する書類	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
	施工計画書	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		
	その他	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		

※1 電子化が困難な資料は電子納品を要しない

(2) 工事管理項目

工事番号		※発注者指示 (事務所番号+R+発注年度+鏡番号)
保存年限	永年	
場所情報	<input type="checkbox"/> 測点 <input type="checkbox"/> 境界座標 <input type="checkbox"/> その他	

※ 準拠する国要領 土工事: H31.3 電気通信設備工事: H31.3 機械設備工事: H31.3

(3) 書類作成ソフトウェア等

		(ソフトウェアの種類・バージョン)
使用ソフト	文書ソフト	
	表計算ソフト	
	CADソフト	

(4) 検査時の対応

検査の範囲		対応
必須書類	工事写真	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
	発注図面	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
	完成図面	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
	施設台帳データ	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
	打合せ簿等	<u>工事打合せ簿</u> <input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
		<u>工事履行報告書</u> <input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
		<u>段階確認願</u> <input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
		<u>立会願</u> <input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
		<u>特記仕様書</u> <input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
協議書類		<u>材料承諾願</u> <input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
		<u>出来形に関する書類</u> <input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
		<u>品質に関する書類</u> <input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
	施工計画書	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
	その他	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 該当なし
検査用機器	パソコン	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者
	プロジェクト等	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者
	閲覧用ソフト	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者

(5) その他

提出日：令和 年 月 日

V E 提 案 書

契約担当者
○ ○ ○ ○ 様

請 負 者
住 所
氏 名
印

契約書第19条に基づき、VE提案書を提出いたします。

工事名： 契約締結日：	連絡者 氏名 TEL FAX	
VE 提案の概要 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 注) 記入欄が不足する場合には、様式－1の2として追記して下さい。なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするものです。 </div>		
番号	項目内容	概算定減額：千円
概算合計額		

様式 - 2

番号	項目	
(1) 設計図書の内容と VE 提案の内容の比較		
【現状】・・・略図等	【改善案】・・・略図等	
(2) 提案理由		
(3) VE 提案の実施方法 (材料使用、施工要領等を記入)		
(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)		
(5) その他		

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係わる所見等）

第

号

令和 年 月 日

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇〇〇〇 様

契約担当者
 〇 〇 〇 〇 印

特記仕様書（契約後VE）に基づき、令和 年 月 日付けで提出されましたVE提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事名：		技術提案項目数：		
契約締結日：		採用項目数：		
		不採用項目数：		
VE 提案に対する「採否」及び理由				
番号	項目内容	採否の区分	採否の理由	特記事項

(注) 採否に関する問い合わせ



ナガエツルノゲイト



ボタンウキクサ



アヅラ・クリス



オオキンケイギク



ミズヒマワリ



オオハンゴンソウ



ナルトサワギク



アレチウリ



オオフサモ

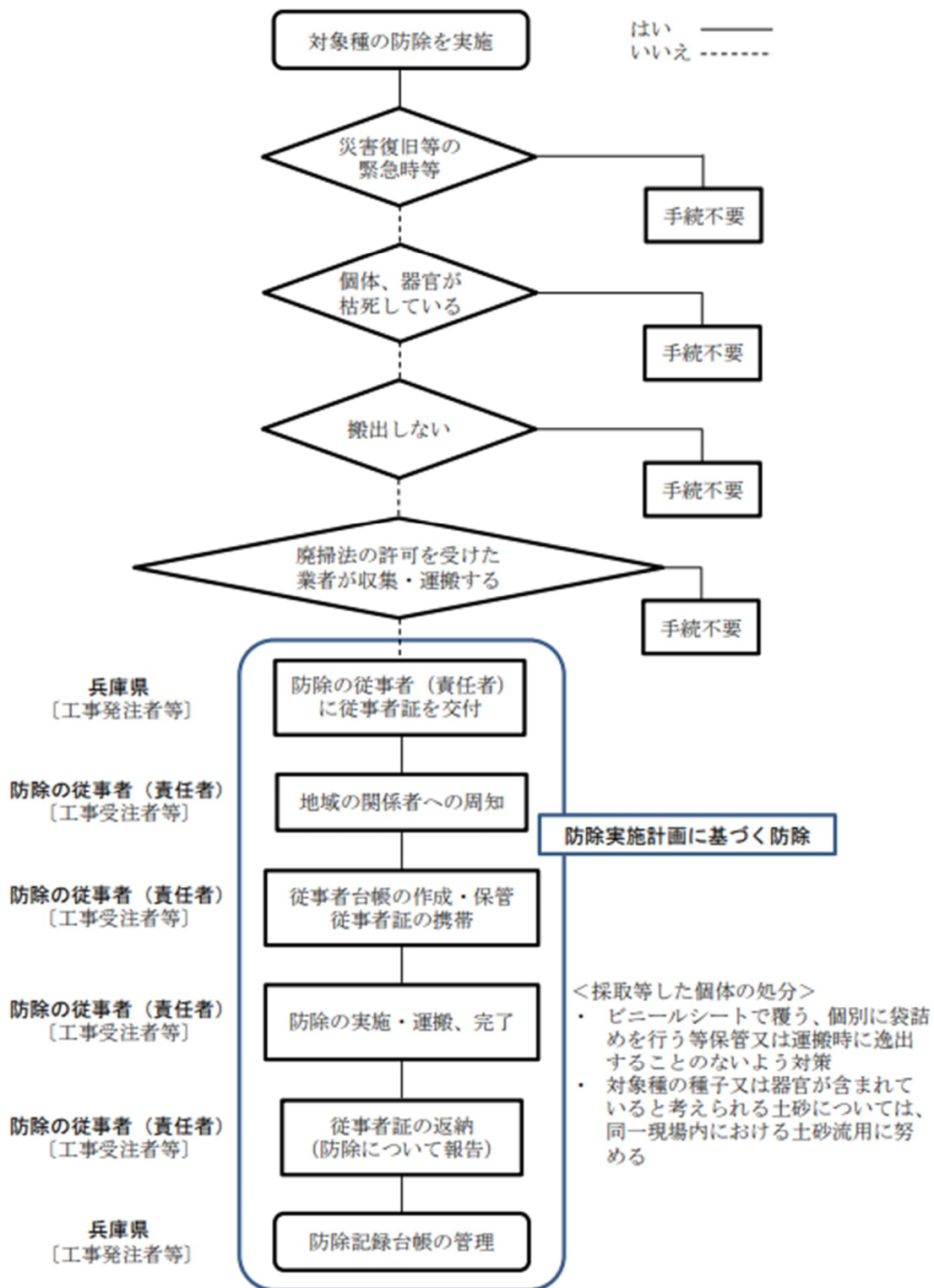


オオバナミズキンバ



オオカワヂシャ

対応フロー①（地方公共団体が実施主体の場合）



別添（ICT 活用工事）

目次

1	ICT活用工事（ICT土工）【受注者希望型】	32
2	ICT活用工事（ICT土工）【発注者指定型】	35
3	ICT活用工事（ICT土工（河川堆積土砂撤去））【発注者指定型】	38
4	ICT活用工事（ICT舗装工）【受注者希望型】	40
5	ICT活用工事（ICT舗装工）【発注者指定型】	43
6	ICT活用工事（ICT舗装工（修繕））【受注者希望型】	45
7	ICT活用工事（ICT河川浚渫工）【受注者希望型】	48
8	ICT活用工事（ICT河川浚渫工）【発注者指定型】	50
9	ICT活用工事（ICT地盤改良工）【受注者希望型】	52
10	ICT活用工事（ICT法面工）【受注者希望型】	54
11	ICT活用工事（ICT構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工）） 【受注者希望型】	56
12	ICT活用工事（ICT作業土工（床掘工））【受注者希望型】	59

1 ICT活用工事（ICT土工）【受注者希望型】

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT舗装工（路盤）」（以下、「ICT舗装工（路盤）」という）の対象とすることができる。

第1 ICT活用工事の推進

1-1 ICT土工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～8)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

なお、土工1000m³未満及び1箇所当たりの施工土量が100 m³以下の掘削（以下、小規模土工（ICT））の場合は、従来手法による起工測量を標準とするが、下記1)～8)から選択して起工測量を実施してもよい。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) 音響測深機器を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1)～4)に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。

なお、土工1000m³未満及び小規模土工（ICT）の場合は、下記3)～4)による施工を標準とする。

- 1) 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術
- 2) 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
- 3) 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術
- 4) 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術

※現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理

及び品質管理を実施する。

(1) 出来形管理【土工数量 1, 000 m³以上の場合】

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 9) 音響測深機器を用いた出来形管理

なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

【土工数量 1, 000 m³未満の場合】

出来形管理にあたっては、上記の5）～9）による出来形管理を実施するものとする。

なお、発注者と協議のうえ上記1）～4）の他、以下10）11）による出来形管理を実施してもよい。

- 10) モバイル端末を用いた出来形管理
- 11) 地上写真測量を用いた出来形管

また、出来形管理については、原則、面管理で行うこととするが、斜面を切り下げながら法面処理を行う場合等、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、管理断面による出来形管理を行ってもよい。

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定によ

る管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もICT活用工事とする。

⑤納品

①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1-2 受注者はICT土工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT土工を行うことができる。

1-3 1-1施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。

なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。

1-4 受注者は、付帯構造物設置工にICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を実施することができる。

1-5 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。

1-6 施工に必要なICT土工用のデータは、受注者が作成するものとする。

1-7 ICT土工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、ICT付帯構造物設置工の実施に伴う経費についても、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

掘削工のICT建設機械による施工は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はICT建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要したICT建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%をICT建設機械の施工数量として変更するものとする。

1-8 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。

1-9 ICT土工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT土工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第3 納品について

国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、ICT土工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

2 ICT活用工事（ICT土工）【発注者指定型】

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT土工）」（以下、「ICT土工」という）である。

第1 ICT活用工事の推進を図るための措置

1-1 ICT土工とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～8)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) 音響測深機器を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1)～4)に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術
- 2) 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
- 3) 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術
- 4) 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術

※現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。

（1）出来形管理

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 9) 音響測深機器を用いた出来形管理

なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

（2）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による

管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もICT活用工事とする。

⑤納品

①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1-2 1-1 施工プロセスに示す①～④において、測量や施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。

1-3 受注者は、付帯構造物設置工にICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を実施することができる。

1-4 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。

1-5 施工に必要なICT土工用のデータは受注者が作成するものとする。

1-6 ICT土工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、ICT付帯構造物設置工の実施に伴う経費についても、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

掘削工のICT建設機械による施工は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はICT建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要したICT建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%をICT建設機械の施工数量として変更するものとする。

1-7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。

1-8 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT土工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第3 納品について

国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

第5 現場見学会の実施について

ICT活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

3 ICT活用工事（ICT土工（河川堆積土砂撤去）【発注者指定型】）

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT土工）（河川堆積土砂撤去）」（以下、「ICT土工（河川堆積土砂撤去）」という）である。

第1 ICT活用工事の推進を図るための措置

1-1 ICT土工（河川堆積土砂撤去）とは、以下に示す施工プロセスにおいてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～8)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) 音響測深機器を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1)～4)に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術
- 2) 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
- 3) 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術
- 4) 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術

※現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、以下(1)(2)に示す方法により、出来形管理及び

品質管理を実施する。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 9) 音響測深機器を用いた出来形管理

なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もICT活用工事とする。

⑤納品

①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1-2 1-1 施工プロセスに示す①～⑤について、施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。

なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。

1-3 受注者は、付帯構造物設置工、法面工にICT活用工事を行う希望がある場合、

契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に ICT活用工事を実施することができる。

1-4 施工を実施するために使用する ICT機器類は、受注者が調達するものとする。

1-5 施工に必要な ICT土工用のデータは受注者が作成するものとする。

1-6 ICT土工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。掘削工の ICT建設機械による施工は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要した ICT建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25%を ICT建設機械の施工数量として変更するものとする。

1-7 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT土工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等(要領関係等 (ICTの全面的な活用) 国土交通省 HP より)

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第3 納品について

国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

4 ICT活用工事 (ICT舗装工) 【受注者希望型】

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「ICT活用工事 (ICT舗装工)」(以下、「ICT舗装工」という)の対象とすることができる。

第1 ICT活用工事の推進

1-1 ICT舗装工とは、以下に示す施工プロセス (①~⑤) において ICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～8)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) 音響測深機器を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1)～4)に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術
- 2) 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
- 3) 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術
- 4) 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術

※現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、以下(1)(2)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1)～4)から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1)～4)を原則とするが、現場条件等により以下5)～9)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5)～9)の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理

- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 9) 音響測深機器を用いた出来形管理

なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

（2）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もICT活用工事とする。

⑤納品

①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1-2 受注者はICT舗装工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT舗装工を行うことができる。

1-3 1-1施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。

なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。

1-4 受注者は、付帯構造物設置工にICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を実施することができる。

1-5 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。

1-6 施工に必要なICT舗装工用のデータは、受注者が作成するものとする。

1-7 ICT舗装工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、ICT付帯構造物設置工の実施に伴う経費についても、監督員との協議の上、設計変更の対象とする。

1-8 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計デ

ータを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。

1-9 ICT舗装工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT舗装工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第3 納品について

国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、ICT舗装工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

5 ICT活用工事（ICT舗装工）【発注者指定型】

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT舗装工）」（以下、「ICT舗装工」という）である。

第1 ICT活用工事の推進を図るための措置

1-1 ICT舗装工とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～4)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。

- 1) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計デ

ータを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用い、以下1)に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MC建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1)～2)から選択（複数以上可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1)～2)を原則とするが、現場条件等により以下3)～4)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) TS等光波方式を用いた出来形管理

4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

⑤納品

①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1-2 1-1 施工プロセスに示す①～④において、測量や施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。

1-3 受注者は、付帯構造物設置工にICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議を整った場合にICT活

用工事を実施することができる。

1-4 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。

1-5 施工に必要なICT舗装工用のデータは受注者が作成するものとする。

1-6 ICT舗装工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、ICT付帯構造物設置工の実施に伴う経費についても、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

1-7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。

1-8 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT舗装工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第3 納品について

国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

第5 現場見学会の実施について

ICT活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

6 ICT活用工事（ICT舗装工（修繕））【受注者希望型】

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT舗装工（修繕）」（以下、「ICT舗装工（修繕）」という）の対象とすることができる。

第1 ICT活用工事の推進

1-1 ICT舗装工(修繕)とは、以下に示す施工プロセス(①～⑤)においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～3)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。

- 1) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用い、以下1) 2)に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和7年3月31日 国土交通省告示第240号)付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※
- 2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2)から選択(複数以上可)して実施するものとする。

- 1) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3)により実施するものとする。

- 3) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤納品

①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1-2 受注者はICT舗装工(修繕)を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT舗装工(修繕)を行うことができる。

1-3 1-1施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。

なお、受注者は施工プロセス(①～⑤)のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。

1-4 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。

1-5 施工に必要なICT舗装工(修繕)用のデータは、受注者が作成するものとする。

1-6 ICT舗装工(修繕)に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

1-7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。

1-8 ICT舗装工(修繕)を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT舗装工(修繕)を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等(要領関係等 (ICTの全面的な活用) 国土交通省 HP より)

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第3 納品について

国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、ICT舗装工(修繕)を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

7 ICT活用工事（ICT河川浚渫工）【受注者希望型】

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT河川浚渫工）」（以下、「ICT河川浚渫工」という）である。

第1 ICT活用工事の推進

1-1 ICT河川浚渫工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

①3次元起工測量

起工測量において、下記1)～2)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。

1) 音響測深機器による起工測量

2) レッド測深等従来手法による起工測量（※）

（※）上記2)による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、TINデータの作成ができるように測量データを取得するものとする。

②3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合も、ICT活用工事とする。③ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用い、以下1)に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施する。但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。

④3次元出来形管理

③による工事の施工管理において、以下の出来形管理を実施する。

（1）出来形管理

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を

判定する管理手法（面管理）とし、以下1）にて実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

1）音響測深機器を用いた出来形管理

なお、以下2）の方法で実施してもICT活用工事とする。

2）施工履歴データを用いた出来形管理

⑤納品

①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1-2 受注者はICT河川浚渫工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT河川浚渫工を行うことができる。

1-3 1-1 施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。

なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。

1-4 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。

1-5 施工に必要なICT河川浚渫工用のデータは受注者が作成するものとする。

1-6 ICT河川浚渫工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

1-7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。

1-8 ICT河川浚渫工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第3 納品について

国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

8 ICT活用工事（ICT河川浚渫工）【発注者指定型】

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT河川浚渫工）」（以下、「ICT河川浚渫工」という）である。

第1 ICT活用工事の推進を図るための措置

1-1 ICT河川浚渫工とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～2)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。

1) 音響測深機器による起工測量

2) レッド測深等従来手法による起工測量（※）

（※）上記2)による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、TINデータの作成ができるように測量データを取得するものとする。

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合も、ICT活用工事とする。

③ ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用い、以下1)に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施する。但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場

合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。

④ 3次元出来形管理

③による工事の施工管理において、以下の出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）にて実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

1) 音響測深機器を用いた出来形管理

なお、以下2)の方法で実施してもICT活用工事とする。

2) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤納品

①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1-2 1-1 施工プロセスに示す①～④において、測量や施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。

1-3 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。

1-4 施工に必要なICT河川浚渫工用のデータは受注者が作成するものとする。

1-5 ICT河川浚渫工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

1-6 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。

1-7 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第3 納品について

国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

第5 現場見学会の実施について

ICT活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

9 ICT活用工事（ICT地盤改良工）【受注者希望型】

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT地盤改良工）」（以下、「ICT地盤改良工」という）である。

第1 ICT活用工事の推進を図るための措置

1-1 ICT地盤改良工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～7)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。また、地盤改良の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。ただし、ICT土工の起工測量データ等を活用することができる。

なお、ICT地盤改良工の3次元設計データとは、国土交通省作成の「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（固結工(スラリー攪拌工編)）」で定義する地盤改良設計データのことを言う。

③ ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用い、以下1) 2) に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

- 1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機
- 2) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称
建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。④3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。また、受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが、改良土を盛立など履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議の上、従来手法による出来形管理を行っても良いものとする。

(1) 出来形管理

以下1)を用いて、出来形管理を行うものとする。

- 1) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤納品

①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1-2 受注者はICT地盤改良工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT地盤改良工を行うことができる。

1-3 1-1施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。

なお、受注者は施工プロセス(①～⑤)のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。

1-4 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。

1-5 施工に必要なICT地盤改良工用のデータは、受注者が作成するものとする。

1-6 ICT地盤改良工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

地盤改良工のICT建設機械による施工は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はICT建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要したICT建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%をICT建設機械の施工数量として変更するものとする。

1-7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。

1-8 ICT地盤改良工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT地盤改良工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第3 納品について

国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、ICT地盤改良工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

10 ICT活用工事（ICT法面工）【受注者希望型】

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT法面工）」（以下、「ICT法面工」という）の対象とすることができる。

第1 ICT活用工事の推進

1-1 ICT法面工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～7)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量

6) TS (ノンプリズム方式) を用いた起工測量

7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

対象外。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

法面工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形計測を行うものとする。

1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) TS等光波方式を用いた出来形管理

4) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

5) RTK-GNSSを用いた出来形管理

6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員との協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとする。

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記1)の計測要領による

1) 3次元計測技術を用いた出来形計測要領

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 納品

①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1-2 受注者はICT法面工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT法面工を行うことができる。

1-3 1-1 施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。

なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、原則複数のプロセスを選択するものとする。

1-4 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。

1-5 施工に必要なICT法面工用のデータは、受注者が作成するものとする。

1-6 ICT法面工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

1-7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。

1-9 ICT法面工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT法面工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第3 納品について

国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、ICT法面工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

11 ICT活用工事（ICT構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工））【受注者希望型】

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「ICT構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工）」（以下、「ICT構造物工」という）の対象とすることができる。

第1 ICT活用工事の推進

1-1 ICT構造物工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑥）においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～7)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。ただし、橋梁上部工は対象外とする。

また、関連施工として、ICT土工等が行われた場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工 対象外

④ 3次元出来形管理等の施工管理

構造物工の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。

（1）出来形管理

構造物工の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。ただし、橋梁上部工において、以下1)～4)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 5) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして、出来形管理を行っても良いものとする。

（2）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1)

の出来形管理要領によるものとする。

1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤納品

①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1-2 受注者はICT構造物工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT構造物工を行うことができる。

1-3 1-1施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。

なお、受注者は施工プロセス(①～⑤)のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、原則複数のプロセスを選択するものとする。

また、ICT対象工種が複数の場合は、同一工種ごとに複数プロセスを選択するものとする。

1-4 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。

1-5 施工に必要なICT構造物工用のデータは、受注者が作成するものとする。

1-6 ICT構造物工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

1-7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。

1-8 ICT構造物工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT構造物工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等(要領関係等(ICTの全面的な活用)国土交通省HPより)

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第3 納品について

国土交通省が定め基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子

成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、ICT構造物工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

12 ICT活用工事（ICT作業土工（床掘工））【受注者希望型】

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT作業土工（床掘工））」（以下、「ICT作業土工（床掘工）」という）の対象とすることができる。

第1 ICT活用工事の推進

1-1 ICT作業土工（床掘工）とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

従来手法による起工測量を原則とするが、ICT土工等で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用する。

また、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して起工測量を実施してもよいものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、ICT建設機械による施工を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用い、以下1)に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MC：「マシンコントロール」 MG：「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、

建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

対象外

⑤ 納品

②による3次元設計データを工事完成図書として納品する。ただし、①において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

1-2 受注者はICT土工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT土工を行うことができる。

1-3 1-1 施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。

なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。

1-4 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。

1-5 施工に必要なICT土工用のデータは、受注者が作成するものとする。

1-6 ICT土工（作業土工）に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

掘削工のICT建設機械による施工は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はICT建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要したICT建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。

1-7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。

1-8 ICT作業土工（床掘工）を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT作業土工（床掘工）を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省 HP より）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第3 納品について

国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。